

施術内容等の照会について ご理解・ご協力をお願いします



長年、一部の接(整)骨院ではありますが、「水増し請求」や「架空請求」などの不適切な請求が問題視されています。当組合でも「無料のマッサージと言われたので受けた」「すでに労災保険の手続きをしている」など健康保険が使えない施術が保険請求されていたケースも実際にありました。

当組合では療養費適正化の一環として、接(整)骨院からの請求が適切に行われているかどうか、柔道整復施術療養費の請求内容(ケガの原因や施術内容など)について、組合員の皆さまへ文書にて照会をさせていただいております。

照会文書が届きましたら、領収書等で請求内容に相違がないかご確認いただき、回答書には必ずご自身でご記入ください。

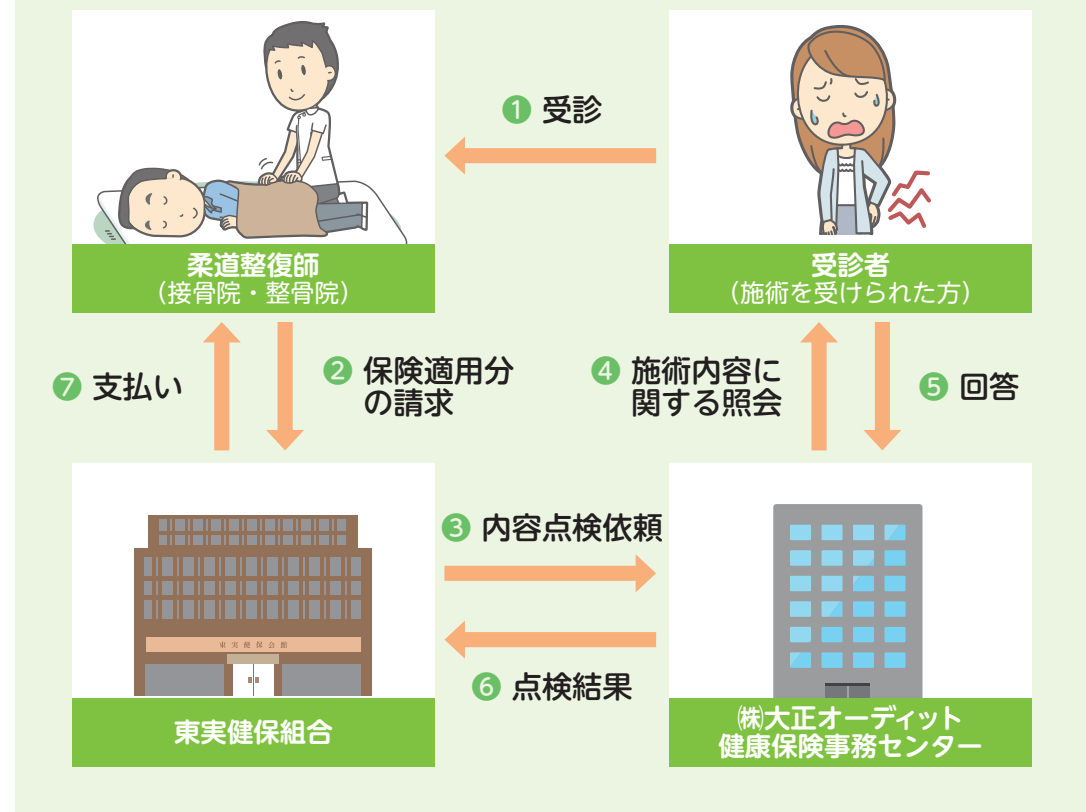
また、回答内容によっては電話によるお問合せをさせていただく場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

※接(整)骨院で施術を受けたときは、必ず領収書をもらってください。

※照会文書の発送および回収は業務委託契約をしている(株)大正オーディットが行います。

※回答内容に関しては、柔道整復施術療養費の適正化に係る業務に限定して使用するとともに、個人情報の安全管理については、個人情報保護法に基づき適正に取り扱ってまいります。

～施術から支払いまでの流れ～



接(整)骨院で健康保険が使えるのはどんなとき?

外傷性*が明らかな、

- ① 打撲・ねんざ・肉離れ(挫傷)
- ② 骨折・不全骨折・脱臼(応急手当以外は医師の同意が必要)

*外傷性とは、関節等の可動域を超えたねじれや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態であり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものをいいます。

通勤途中のケガ(通勤災害)や仕事中のケガ(業務災害)は健康保険対象外です。

接(整)骨院で施術する柔道整復師は医師とは異なります

接(整)骨院は病院ではありません。「医師」ではなく国家資格を持った「柔道整復師」が施術をします。

また、柔道整復師はレントゲンの撮影、手術や注射、ギプスの装着、薬の処方などの医療行為を行うことができません。

こんなとき健康保険(保険証)は使える?使えない?

- Q1 子どもが公園で遊んでいるときに転んで骨折しました。健康保険は使えますか?
A1 応急手当の場合は健康保険が使えます。2回目以降は医師の同意が必要になります。
- Q2 肩こりがひどいので接(整)骨院にかかりたいのですが、健康保険は使えますか?
A2 肩こりや腰痛など日常生活からくる慢性的な痛みに対する施術には、健康保険は使えません。
- Q3 草野球をしているときに足をひねってしまいました。健康保険は使えますか?
A3 外傷性が明らかなケガの場合、健康保険が使えます。ただし、スポーツ後の筋肉疲労や筋肉痛を和らげるための施術には、健康保険は使えません。
- Q4 現在、病院でねんざの治療をしていますが、同じケガで並行して接(整)骨院にかかっても健康保険は使えますか?
A4 病院で治療中の同じケガで接(整)骨院で施術を受けた場合は、健康保険が使えません。
- Q5 神経痛やリウマチからくる痛みを和らげたくて接(整)骨院でマッサージを受けたいのですが、健康保険は使えますか?
A5 神経痛やリウマチなど内科的疾患による痛みの緩和のための施術には、健康保険は使えません。

通勤途中や仕事に負ったケガ(労災保険の対象)、過去の交通事故等の後遺症による慢性的な痛みの緩和などで施術を受けた場合も、健康保険が使えませんのでご注意ください。

健
康
保
険

接(整)骨院への正しいかかり方

接(整)骨院は私たちの身近にあつて気軽に利用することができそうですが、健康保険を使える負傷は限られています。看板に「各種保険取り扱い」と表示されていても、「保険証」が使えない場合がありますので、ご注意ください。